

海老名市パートナーシップ宣誓制度に 関する手引き



海老名市
令和 7 年 4 月

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	・・・ 1 ページ
2	宣誓をすることができる方	・・・ 1 ページ
3	パートナーシップ宣誓の流れ	・・・ 2 ページ
4	宣誓時に必要な書類	・・・ 4 ページ
5	宣誓後について	・・・ 5 ページ
6	自治体間連携について	・・・ 6 ページ
7	Q & A	・・・ 8 ページ
8	海老名市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	・・・ 11 ページ

●●● パートナーシップの定義 ●●●

海老名市におけるパートナーシップの定義は、

「互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係」としています。

1 パートナーシップ宣誓制度とは

海老名市では、人権を尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、令和4年4月から「海老名市パートナーシップ宣誓制度」を始めました。

この制度は、性的マイノリティをはじめ、さまざまな事情で婚姻の届出をしていない、または婚姻の届出ができないお二人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓し、宣誓したことに対し、市が宣誓書受領証等を交付するものです。

法的な効力は発生しませんが、様々な生きづらさを感じている方の悩みを少しでも軽減し、周囲の方の理解が深まることを期待しています。

2 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 成年に達していること
- (2) 海老名市民であること。または、一方の方が海老名市民で、他方が3ヵ月以内に転入予定であること
- (3) 婚姻をしていないこと
- (4) 宣誓をする相手以外の方とのパートナーシップの宣誓をしていないこと
- (5) 宣誓をする方同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと。ただし、パートナーシップにある方同士が養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。

3 パートナーシップ宣誓の流れ

(1) 宣誓日の事前予約（要相談）

宣誓を希望される日の2週間前までに電話、窓口、市ホームページのお問い合わせフォームよりご連絡ください。

【受付】市民相談課 人権男女共同参画係 Tel 046-235-4568（直通）

月～金曜日（休日、年末年始除く）8：30～12：00、13：00～17：15

○予約時にお伝えいただきたいこと

①宣誓歴 他自治体で宣誓をされていたか、自治体間連携を結んでいる自治体から転入される場合は、「(6 ページ) 6 自治体間連携について」のとおり

②宣誓希望日と時間

③宣誓する二人の氏名・生年月日・住所・日中の連絡先

※通称名を使用する場合は、あらかじめ申し出ください。

※宣誓できる日時

月～金曜日（休日、年末年始除く）9：00～12：00、13：00～16：00

※市ホームページのお問い合わせフォームから予約される場合、連絡先（電話番号またはメールアドレス）の記入漏れにご注意ください。

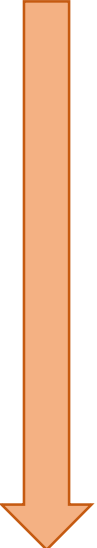
※宣誓日時が確定したことを市が回答した時点で、予約が成立します。

※宣誓希望日は、ご希望に添えない場合があります。

なるべく複数の候補日をお知らせください。

(2) パートナーシップ宣誓

事前予約した日時に、必要書類（4～5 ページ）を持参し、必ず二人そろって指定の場所にお越しください。

- 
- ・プライバシー保護のため、原則、個室で対応します。
 - ・市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書」に記入（署名）していただきます。
 - ・自ら記入することが難しい場合は、両当事者立会いのもと、他の人に代筆していただくこともできます。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

提出した書類に不備がない場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を即日交付します。※手続きに 1 時間ほどお時間をいただきます。

● 交付書類

- | | |
|---------------------|-------|
| ① パートナーシップ宣誓書受領証 | 1 通 |
| ② パートナーシップ宣誓書受領証カード | 各 1 通 |
| ③ パートナーシップ宣誓書の写し | 1 通 |

4 宣誓時に必要な書類

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・ 宣誓日以前 3 ヶ月以内に交付されたもの
- ・ 一人 1 通ずつ (二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたものを 1 通)
- ・ 本籍、続柄、住民票コード、マイナンバーの記載は不要
- ・ 海老名市に転入予定の方は、転入後 (宣誓日から 3 ヶ月以内) に提出

(2) 婚姻していないことを証明する書類

- ・ 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) または独身証明書
一人 1 通ずつ (本籍地の市区町村で取得できます)
- ・ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書などに日本語訳を添付
- ・ 宣誓日以前 3 ヶ月以内に交付されたもの

※ (1) 及び (2) の書類の交付手数料は自己負担。また、返却はいたしません。

(3) 本人確認書類

- ・ 二人それぞれ、提示してください。有効期限内のものに限ります。

1 枚の提示でよいもの (例)	2 枚以上の提示が必要なもの (例)
・ 個人番号カード (マイナンバーカード) ・ 旅券 (パスポート) ・ 運転免許証 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 住民基本台帳カード (顔写真付)	・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、 または介護保険の被保険者証 ・ 国民年金手帳 ・ 住民基本台帳カード (顔写真なし) ※ 法人が発行した身分証明書 (顔写真付) 「※」の書類のみが 2 枚以上あっても 不可。その他の書類と組み合わせて提示。

(4) 通称名を確認できる書類 ※通称名の使用を希望される方のみ必要

- ・日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証、住所が記載された郵便物など）を提示してください。

5 宣誓後について

パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付及び返還の際は、事前に市民相談課へ来庁日をご連絡ください。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

紛失、汚損、氏名や通称名の変更で再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

※紛失以外の場合は、交付済みの受領証又は受領証カードと引き換えに新しい受領証等を再交付します。

※改姓又は改名の場合は、変更が確認できる書類をお持ちください。

(2) パートナーシップ宣誓の解除及び受領証等の返還

次のいずれかの場合、パートナーシップ宣誓を解除し、受領証及び受領証カードを添えて「パートナーシップ宣誓解除届兼宣誓書受領証等返還届」を提出してください。

①パートナーシップを解消したとき。

②一方又は双方が市外に転出したとき。

※単身赴任、親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は除く。

※海老名市と自治体間連携を締結している自治体へ転出する際は、届出は不要、宣誓を解消せず引き継ぎます（6 ページ）。

③宣誓が無効になったとき（6 ページ）。

④宣誓の要件（1 ページ）に該当しなくなったとき。

※パートナーの一方が亡くなられた場合は、返還する必要はありません。

ただし、新たに別の方と宣誓をする場合は、返還する必要があります。

●●● パートナーシップ宣誓が無効となる場合 ●●●

次のいずれかの場合、パートナーシップ宣誓は無効となり、受領証等を返還していただきます。なお、受領証等が返還されない場合などは、交付番号をホームページ上などで公表する場合があります。

- ①当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- ②宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- ③宣誓の要件（1 ページ）に反しているとき。
- ④転入予定の方が、宣誓日から3ヵ月以内に住民票の写し等を提出しないとき。

6 自治体間連携について

海老名市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結している自治体（以下「連携団体」という。）の間で住所異動する際には、手続きが一部省略できる場合があります。連携団体は、以下のとおりです。

令和5年7月1日から	厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村
令和6年3月1日から	大和市、座間市、綾瀬市
令和7年3月1日から	藤沢市

（1）海老名市から転出する場合

海老名市から連携団体へ転出する場合、本市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

連携団体で継続の手続きをする際に、本市の交付したパートナーシップ宣誓書受

領証等が必要になりますので、ご注意ください。

なお、転出先での手続は自治体により異なります。必ず各自治体のホームページなどをご確認ください。

(2) 海老名市へ転入する場合

連携団体から転入する場合は、継続の手続をすることで、連携団体の宣誓日を引き継いだ海老名市の宣誓書受領証等を発行します。

①申請方法

本市への転入手続完了後に、市民相談課窓口[※]に直接もしくは郵送で必要書類をご提出ください。(郵送で提出する場合は、必ず簡易書留で送付ください)

②必要書類

- ・ 連携団体での交付書類（パートナーシップ宣誓書受領書等）
- ・ 郵送の場合は「パートナーシップの宣誓に関する申出書」をホームページから印刷し、必要事項を記入して送付してください。

※直接窓口で手続をする場合は、窓口で記入していただきます。

7 Q & A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度と法律婚（婚姻）は、どう違うのですか？

A 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務等、法律上の権利や義務が発生します。一方、海老名市パートナーシップ宣誓制度は市が独自に実施するものであり、法的な効力はありません。戸籍や住民票の記載も変わりません。

Q 2 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？

A 欧米等で認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護をするものです。一方、海老名市パートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで市の要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務はなく、同性婚制度とは異なるものです。

Q 3 宣誓ができるのは、同性同士のみですか？

A 同性・異性を問わず、宣誓が可能です。また、事実婚の方も宣誓できます。

Q 4 養子縁組をしています、宣誓はできますか？

A 養子縁組をしている場合も、宣誓をすることができます。

Q 5 宣誓をするために、同居している必要がありますか？

A 必ずしも同居している必要はありません。お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を約束した関係であることが必要です。

Q 6 海老名市民でないと宣誓できませんか？

A 二人が海老名市民であるか、一方の方が海老名市民で、他方が3ヵ月以内に転入を予定している場合、宣誓することができます。

Q7 代理人や郵送による方法で宣誓することはできますか？

A 市職員の面前で、二人で「パートナーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要があります。代理人や郵送による方法で宣誓をすることはできません。ただし、自ら記入することが難しい場合は、二人の立会いのもと、他の人に代筆していただくこともできます。

また、連携団体で既に宣誓をしており、そこから海老名市に住所を異動した場合は、宣誓書受領証等の継続手続きをすることができます。

Q8 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓の手続きやパートナーシップ宣誓書受領証等の交付に費用はかかりませんが、宣誓時などに提出していただく必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q9 宣誓は、どこで行いますか？

A 原則、海老名市役所内の個室で行います。予約受付時に場所をお伝えします。

Q10 通称名は使用できますか？

A 性別に違和感があるなど、特段のご事情がある場合は、通称名を使用できます。通称名の使用を希望される場合は、顔写真付きの社員証・学生証、通称名で届いた郵便物など、日常的に使用していることが客観的に確認できる資料を宣誓時に提示してください。なお、宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q11 市外に転出する場合、海老名市に受領証等を返還する必要がありますか？

A 宣誓をした方の一方または双方が市外へ転出する場合、「パートナーシップ宣誓解除届兼宣誓書受領証等返還届」に受領証及び受領証カードを添えて返還してください。ただし、単身赴任、親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合と連携団体に転出し引き続き宣誓される場合は、返還の必要はありません。

Q12 市内で転居する場合、手続きは必要ですか？

A 市内で転居する場合は、特段の手続きは必要ありません。

Q13 受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

A 行政サービスでは、別表のものが利用できます。また、民間サービスでは、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いが行われるケースがあります。詳しくは各事業者にお問い合わせください。市では、今後利用可能なサービスが広がるよう、制度の周知に努めてまいります。

別表

利用可能な行政サービス

災害見舞金の支給申請
要介護認定の申請
特定不妊治療（先進医療）費助成申請（事実婚に限る）
不育症治療費助成申請（事実婚に限る）
市営住宅入居申込
救急搬送証明書交付申請
り災証明書の発行
親睦会慶弔費（海老名市職員対象）
各種休暇制度の利用（海老名市職員対象）
各種手当の対象（海老名市職員対象）

利用可能な民間サービス

イオンシネマ海老名夫婦割

サンプラス杉久保スポーツガーデン（テニススクール、ゴルフスクール）家族割

8 海老名市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、人権を尊重し差別や偏見のない、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係をいう。
- （2） 宣誓 パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- （2） 双方が市内に住所を有していること。又は、一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定であること。
- （3） 現に婚姻をしていないこと。
- （4） 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップのないこと。

- (5) 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）同士が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合は、この限りではない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓者は、宣誓日を予約の上、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書（第2号様式。以下「確認書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 宣誓者が市内に住所を有するときは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）（以下「住民票の写し等」という。）

- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者は、市長に対して当該宣誓者が本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかの書類を提示するものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

- (2) 旅券（パスポート）

- (3) 運転免許証

- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者にあつては、宣誓日から3月以内に、住民票の写し等を市長に提出しなければならない。

（宣誓の特例）

第5条 前条の規定にかかわらず連携団体（第14条第2項の規定による協定を締結した他の自治体をいう。以下同じ。）から転入した者が、パートナーシップの宣誓に

関する申出書（第7号様式。以下「申出書」という。）を提出したときは、第4条第1項の規定による宣誓書及び確認書提出並びに同条第2項の規定による書類の提示をしたものとみなす。

（通称名の使用）

第6条 宣誓者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において通称名（戸籍上の氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

（交付書類）

第7条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓書の提出又は第5条の規定による申出書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式）（以下「受領証等」という。）並びに当該宣誓書の写し（申出書を提出した者を除く。）を宣誓者に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により通称名が使用されたときは、当該通称名及び本名を受領証等に記載するものとする。

（再交付の申請）

第8条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名（通称名を含む。）を変更したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

2 受領者は、前項の規定により提出する再交付申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による再交付の申請について準用する。

4 市長は、再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証等を再交付するものとする。

（宣誓の解除及び受領証等の返還）

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による宣誓を解除しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が市外に転出したとき（市外への転出が一時的なとき及び双方が連携団体へ転出した場合であって、当該連携団体との協定に基づく所定の手続が行われたときを除く。）。

(3) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

(4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 受領者は、前項各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓解除届兼宣誓書受領証等返還届（第6号様式。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

（無効となる宣誓）

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号の規定に反しているとき。

(4) 第4条第3項の規定に反して、住民票の写し等を提出しないとき。

（解除又は無効に係る交付番号の公表）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第9条により解除となり、又は前条により無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書の保存）

第12条 市長は、宣誓書を第9条の規定により解除又は第10条の規定により無効となるまでの間及びその後5年間保存する。ただし、受領者双方が死亡した場合は、この限りではない。

（啓発）

第 13 条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

（自治体間の連携等）

第 14 条 市長は、パートナーシップの宣誓を推進するために、他の自治体との連携を図るものとする。

2 市長は、他の自治体との連携を図る場合にあっては、パートナーシップ宣誓制度の円滑な運用のために必要な手続について協定を締結するものとする。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

《令和 4 年 4 月 1 日・制定》

●●● 海老名市パートナーシップ宣誓制度に関する手引き ●●●

発行 海老名市 市民協働部 市民相談課 人権男女共同参画係
〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1
電話番号 046-235-4568（ダイヤルイン）

初 版 令和4年3月 発行
第6版 令和7年4月 改訂

